



島根県報

平成25年7月9日（火）

第2,510号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
種畜証明書の書換交付の通報	（食料安全推進課）	2
保安林予定森林（2件）	（森林整備課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水産課）	3
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定	（建築住宅課）	3

【公 告】

基本測量の実施	（用地対策課）	4
公共測量の実施	（ ” ）	4
都市計画決定の図書の縦覧	（都市計画課）	4
都市計画変更の図書の縦覧（2件）	（ ” ）	4

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定		5
---------------------	--	---

【収用委告示】

公示による通知		5
---------	--	---

【雑 報】

平成25年度行政書士試験の実施	（総務課）	6
-----------------	-------	---

告 示**島根県告示第505号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成25年7月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
平田 昌哉	眼科	うんなん眼科	雲南市三刀屋町下熊谷1625-1	平成25年6月28日
縄田 耕二	整形外科	東部島根医療福祉センター	松江市東生馬町15-1	平成25年6月28日
神田 貴行	小児科	社会福祉法人つわぶき やましろ クリニック	松江市山代町1001	平成25年6月28日

島根県告示第506号

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条に規定する種畜証明書の書換交付をした旨の家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定による通報があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成25年7月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	書換交付の事由
2123201005	長橋（日馬繁32S00014）	馬 日本輓系種	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称 の変更
2123201006	こん太（日馬繁32S00015）	馬 日本輓系種	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称 の変更

島根県告示第507号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年7月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町日和3015-1、3015-5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第508号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年7月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町山下字上屋敷山平924、字鈴ノ子1053-1、1053-2、字庵ヶ廻1338-1、1338-4、字新立1339-

1（次の図に示す部分に限る。）、字家ノ背戸1509

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第509号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成25年7月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 江津市加入区（漁業協同組合 J F しまね）

2 和江加入区（漁業協同組合 J F しまね）

3 西郷加入区（漁業協同組合 J F しまね）

4 知夫村加入区（漁業協同組合 J F しまね）

島根県告示第510号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定したので、同法第77条の35の5第1項の規定により告示する。

平成25年7月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称 及 び 住 所	構造計算適合性判定の業務を行 う事務所の所在地	構造計算適合性判定の 業務の開始の日
一般財団法人日本建築センター 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地	東京都千代田区神田錦町一丁目9番地 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号	平成25年8月1日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年7月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間
平成25年7月10日から平成26年1月31日まで
- 3 作業地域
益田市、江津市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年7月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間
平成25年7月8日から平成27年3月20日まで
- 3 作業地域
浜田市全域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
江津都市計画その他教育文化施設
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
江津都市計画道路
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
江津都市計画駐車場
- 2 都市計画の変更の内容
都市計画駐車場の廃止
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成25年7月9日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
東部島根医療福祉センター	松江市東生馬町15-1	平成25年6月28日
高齢者生活支援住宅まめのき園	松江市浜佐田町138	平成25年6月28日
シニアコート東朝日町	松江市東朝日町37-1	平成25年6月28日

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているもので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により公示による通知をする。

平成25年7月9日

島根県収用委員会会長 岡 崎 由美子

1 通知すべき書類

平成25年7月1日付け島収第28号 審理の開始について（通知）

2 通知を受けるべき者の氏名及び住所

(1) 氏名 土地登記名義人（亡）長松政信相続人

ただし、平成25年6月7日付け島根県収用委員会告示第3号、同第4号及び同第5号記載の判明している相続人を除く。

住所 不明

(2) 氏名 長松 喜榮

住所 不明

(3) 氏名 濱本 重太郎（存否不明）

住所 不明

ただし、登記記録権利部（乙区）欄記載 那賀郡大麻村大字西村1059番地

3 書類の受領等

出頭の上、通知すべき書類の交付を受けること。

受領しないときは、平成25年7月29日をもって通知があったものとみなされる。

雑

報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により島根県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示する。

平成25年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

1 試験期日

平成25年11月10日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

くにびきメッセ 松江市学園南1-2-1

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し 必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成25年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連	

する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解
----------------------	---------------------------

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成25年8月5日(月)から9月6日(金)まで

イ 受付場所

(一財)行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること(宛先は印刷済み。)。9月6日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書一式(配布場所については、オを参照すること。)

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(7) 郵送配布

配布期間 平成25年8月5日(月)から同月30日(金)まで

郵送を希望する場合は、表に「願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズの内紙が折らずに入る大きさ)を同封の上、下記宛先まで郵便で請求すること(8月30日必着のこと。)

名称 (一財)行政書士試験研究センター

住所 〒100-8779 日本郵便㈱ 銀座郵便局留

(注) 郵送による場合は、郵送に要する日数(1週間程度)に注意すること。

(4) 窓口配布

a 配布期間 平成25年8月5日(月)から9月6日(金)まで

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

b 配布場所

(a) 島根県総務部総務課、島根県庁1階受付、島根県県政情報センター、島根県隠岐支庁県民局、各県民センター、県民センター各事務所又は西部県民センター県央事務所川本駐在

配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(b) 島根県行政書士会(松江市殿町2)

配布時間 午前9時から午後5時まで

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

(一財)行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受験手数料の払込み

(7) 受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなること。

(i) 利用できるクレジットカード

- a V I S A
- b M a s t e r
- c U C

(ii) いったん払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

平成25年8月5日(月)午前9時から9月3日(火)午後5時まで

この出願システムは、9月3日(火)午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

最終日(9月3日)は混雑が予想されるため、余裕を持って申し込むこと。

(3) 問合せ先

(一財)行政書士試験研究センター

電話番号 03-3263-7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で試験中に特例措置(点字試験を含む。)を希望するものは、申請の手続が必要となるので、受験申込みに先立って問合せ先へ必ず相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成26年1月27日(月)午前9時

(2) 方法

(一財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、(一財)行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載する。

なお、試験地が島根県である受験者については、島根県報に合格者の受験番号を公示する。